

北上市議会告示第 3 号

北上市議会請願及び陳情取扱要綱（令和 2 年北上市議会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 8 日

北上市議会議長 八重樫 七 郎

改正前	改正後
（請願書の受理） 第 4 [略] 2 請願書は、通常会議開会日の 7 日前の午後 5 時までに提出されたものについて、当該通常会議の扱いとする。ただし、議長が緊急を要する案件であると判断した場合は、この限りではない。 3 ～ 6 [略]	（請願書の受理） 第 4 [略] 2 請願書は、通常会議開会日の 7 日前 <u>（その日が北上市の休日条例（平成 3 年北上市条例第 3 号）に規定する市の休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）</u> の午後 5 時までに提出されたものについて、当該通常会議の扱いとする。ただし、議長が緊急を要する案件であると判断した場合は、この限りではない。 3 ～ 6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。